

さいたま家庭裁判所委員会議事要録（第41回）

第1 日時

令和4年6月10日（金） 午後3時から午後5時まで

第2 場所

さいたま家庭裁判所大会議室

第3 出席者

【委員】

加藤学、鹿野伸二、甲原裕子、小林孝幸、坂下裕一、高橋信彦、寺田治子、細野隆司、向田辰男、桃木茂、諸角文、八島健、山本英雅、湯川浩昭（五十音順、敬称略）

【オブザーバー】

（事件部）山崎明郎、松本浩昭、関根恵子、山澤美穂子、遠藤辰治、岩下幸雅、柏木扶美

（事務局）依田理、佐藤奈緒美、阪本恵子

第4 議題

「成年後見制度の概要と課題」

第5 議事概要

1 開会宣言

2 退任委員紹介

（生野委員、畑委員、立山委員、石川委員、岸委員、伊島委員）

3 新任委員紹介

（鹿野委員、小林委員、高橋委員、細野委員、向田委員、諸角委員）

4 委員長互選

鹿野委員が委員長に選任された。

5 委員長代理指名

委員長により向田委員が委員長代理に指名された。

6 議題「成年後見制度の概要と課題」

(1) 第1部「成年後見制度の概要と家庭裁判所の役割」

成年後見制度の概要についてのDVD視聴と家庭裁判所の役割について説明し、意見交換及び質疑応答を行った。

（○は外部委員、●は委員長、□は裁判所委員、■は説明者の発言内容）

● 成年後見制度の概要と家庭裁判所の役割については、ただ今裁判所のほうから説明させていただきましたとおりです。委員の方々の中には成年後見制度を十分分かっていらっしゃる方も多いとは思いますが、成年後見制度の名前は知っているけれども内容が分かりにくいという点もあるのではないかと思います。分かりにくいのはどのような点か、

今の説明で足りないところはあったかなどについて伺いたいと思うのですがいかがでしょうか。

○ 埼玉県医師会の代表で参りました。後見人は費用や報酬を請求できるということですが、報酬というのはいくらくらいになるのでしょうか。

■ 後見人から報酬付与の申立てがあると、家庭裁判所において報酬付与の審判を行います。基本的な報酬額の目安は、月額2万円です。管理財産額が1000万円を超え5000万円以下の場合は月額3万円から4万円、5000万円を超える場合は月額5万円から6万円を基準に算出しております。ただし、報酬額は事案ごとに検討しておりますし、裁判官の判断事項となるため、全ての事案について目安に基づく報酬額を付与されているわけではありません。

○ 管理する額が少なければ報酬も少なくなり、多くなれば報酬額も多くなるのですね。

□ その点につきまして、私のほうから補充して御説明いたします。現在、報酬額は後見人の管理している財産額を基準に定めておりまして、一定の額までは月額2万円を基準としており、財産管理額が多額になれば高くなっていくという形ですが、概ねは、月額2万円を基本として算出し、そこから労務の負担を考慮して増減がなされるというところがございます。

○ ありがとうございます。実は私のところにも、認知症の方が成年後見制度の書類を記入してほしいということで来院されたことがありました。ただ、その方は、かかりつけの患者さんではなく、地域のケアマネージャーさんがその後見人と一緒に連れて来た方だったので、果たしてそれを信じていいのかというところ、その方が本当に後見人として正しい人なのかという判断が非常に出来かねるということがありました。そういうところも、成年後見制度がなかなかちょっと馴染みにくいと感ずるところであるのかなと思っております。

● 今のお話は、後見人が選任されている方ではなくて、これから選任しようという方のお話ですか。

○ これから選任しようというところで、その申請のための必要書類として、私の医療機関で認知症の診断書を書いてほしいというような話です。

● 後見人の候補者ということですかね。後見人の選任に関しては、裁判所が判断することになるかと思いますが、裁判所委員のほうで回答をお願いします。

□ 今の点ですけれども、確かに、申立書に、後見人候補者はいるのか、いるとすれば誰なのか、それは親族の方のこともありますし、専門職の場合もありますが、その点を書いていただきます。ただ、その方が後見人として適切かどうかということについては、色々な資料に基づいて裁判所のほうで判断させていただくこととなります。先ほどのDVDでもあったかと思いますが、最も適切な方に後見人になっていただく、という観点で審査しておりますので、そのために色々な情報を申立段階でいただくと裁判所としては助か

るところでございます。

● 委員はどういった点に御懸念、御不安を感じておられたのでしょうか。

○ その患者さんは認知症で独居の方です。その後見人の申立てをしたいと言ってきたケアマネージャーさんであるとか、一緒についてきた方にしても親族とのことですが、私としては一度もお会いしたことのない方ですので、本当にその方たちが申請をするということで果たしてよいのだろうかというところを判断するのが不安でした。私としては医師の立場で、認知症であるという診断だけしかできないということになりますが、本当にその申立書の中に書いていいものかどうかというところが懸念材料でした。

● 制度上は、お医者様には診断だけをしていただければ良くて、その後に行われる、後見人として誰が適任かという点については、裁判所のほうでしっかり判断することになっているかと思います。具体的に、例えばこんな事案があつて、こんなときには申立書に書かれていた後見人候補者を外していますというものがあれば、裁判所委員のほうから説明していただけるとイメージをつかみやすいかと思いますが。

□ 申立書では、親族の方が候補者としてあげられていることがありますが、例えば、親族間で対立がある、財産関係について争いがある、その親族が被後見人御本人を囲い込んで他の親族に御本人と会わせない、あるいは財産額が非常に多く申立時に出していただいた色々な資料の中で不適切な支出があることがうかがわれるというような場合には、もともとの候補者とは違う専門職等をつけるという形になっていきます。

● よろしいでしょうか。それでは他の委員の方から何か御質問は。

○ 後見制度支援信託預貯金について少し伺いたいのですけれども、この信託預貯金については財産額がいくらからとか、そういう金額の基準等はあるのでしょうか。

■ 一般的な基準としましては、御本人の資産のうち、流動資産が1200万円を超える場合には、信託制度の利用を検討していただくことにしております。

○ どうもありがとうございます。なぜこのような質問をしたかと申しますと、特殊詐欺で高齢者が被害に遭うケースが非常に多くて、先日も狭山で2800万円を騙し取られるということがありましたので、もしこういう制度が有効に活用できれば、高額な被害を防ぐことができるのではないかと思い、質問させていただいたということになります。ありがとうございます。

● 信託制度の利用については、現在、多くの裁判所でその基準で運用しているのですが、1200万円というのをお聞きになって、感覚的には、ああそんなもんだろうなと思われるか、高いなと思われるか、低すぎると思われるか、その辺りは、みなさまの感覚ではいかがでしょうか。

○ どうしても特殊詐欺の基準で考えてしまうのですけれども、やっぱり1000万円の被害というのは非常に高額だなあと感じます。ですので、今言っておられた1000万円以上の被害を防げれば一番良かなというような思いがあります。

● そうすると1200万円の基準というのは、そんなに違和感がないという風にとらえ

てよろしいでしょうか。

○ そうですね、はい。

● 他のみなさんはどのような感覚をお持ちでしょうか。

○ 後見人を選任する基準で最も適切な後見人というお話がありましたけれども、何か具体的な基準みたいなものがあるのでしょうかということが一つと、それともう一つ、一旦後見人に選任されたら、ほとんどの場合は御本人がお亡くなりになるまで後見人を辞めることができないとおっしゃっていましたね。ですが、今のビデオで出てきたような、預貯金の解約や相続といったものは一時的な課題であって、終わってしまえばそれ以降はもうあまり必要ないかと思うのです。同じような認知症の状態でも世間には後見人をつけていない方が沢山いて、別にそれは違法でも何でもなく、普通に認められているわけですよね。条件という面では預貯金の解約等の事務が終わった人も、世間にいる後見人を付けていない人も変わりませんし、後見人を付けなくても別に違法でもないのに後見人を辞められないというのは、使いにくい制度と言えるのではないかと思うんです。それから、今観たビデオでは、女性の方が後見報告書を書いていましたけれども、キッチンで書いていたので、たぶん娘さんか息子さんのお嫁さんといった親族の方ではないかと思うのですけれども、親族の方が後見人になる場合とそれ以外の専門の方がなる場合との割合というのは、データとしてどれくらいか。この三つをお聞きしたいのですが。

● 今ありました三つの質問に対して、それぞれ回答はいかがでしょうか。

□ まず一つ目の点ですが、一般的な判断基準といたしましては、御本人の心身の状況、健康状態、あるいは施設入所か在宅か、どういうところに住んでおられるのか、親族との間で紛争があるかどうか、それから御本人の資産や収入の状況ですね、財産額が著しく多額であるとか、不動産の売却、訴訟、それから相続問題などの課題があるかどうかを考慮してというところになるかと思います。その他にも後見人候補者との間の申立前からのいろいろな関係性、信頼関係ができていくかどうかというような、いろいろな事情を考慮して判断させていただいているところです。

● 御質問があったということは、何か気になる点があったのではないかと思います。

○ いろいろと資料を見させてもらいましたが、適切さの基準というのが具体的に何も書かれておらず、単に適切な人を選ぶとだけ書いてあったので、少し気になったということです。それから、専門家の後見人の数と親族の後見人の数、たぶん専門家の人の割合がかなり高いと思うのですが、今のビデオを観たら、娘さんでも後見人になれるんじゃないかとみんなが思うと思うんですよね。

● そうすると、御質問のうちの三つ目のほうを先に回答してください。専門家後見人と親族後見人の割合はどうでしょうか。

■ 親族と親族以外の、御本人との関係での割合につきましては、全体としては、親族以外が8割程度、親族は2割程度であり、御指摘のとおり専門職のほうが多い状況になっています。ただ、もともと親族が後見人として候補者に挙がっている場合の割合を見ます

と、申立全体の23.9パーセントとなっております。そのうちの約8割程度についてその候補者が選任されるというような形で運用しているということです。

● よろしいでしょうか。委員が気にされていたのは、後見人になりたいという親族がいるのに、専門職が選任されてしまい、報酬だけ取られるという新聞などによく出ていることではないかと思いますが、実際には後見人候補者を務めてくれそうな親族の方がいらっしやらない例が多いということのようですね。

○ それからもう一つ、一旦後見人になったら辞められない、辞めることができないわけですね。相続とか一時的なものが終わった後でも辞めることはできないというのがちょっと疑問に思うところです。

□ 確かにおっしゃられたような側面はあると思いますが、ただ他方で、なかなか一人暮らしで御親族に身の回りのことをしていただける方がいない場合、あるいは、先ほど申し上げましたように親族間で財産について争いがあったり、そういう争いはなくても御本人のために財産を適切に使って、財産を確保していく必要がある場合があります。それから、後見人としての職務がずっと続く点で負担が大きいという点については、遺産分割なり訴訟なりといった課題が終了ないし解決したその時点をもって、専門職の関与はそれ以上必要ないということで親族に後見人を代わっていただくというような形で柔軟に対応させていただいているところです。

● 報酬負担が大きいという点については、専門職後見人には問題が終わったところで辞任していただいて、その後は親族後見人を選任して報酬負担を少なくするという形で利用されていると思います。それから、世の中には制度を使っていない人たちもたくさんいるということなのですが、実はそれが問題じゃないかというのはまた後半で説明させていただくところです。認知症有病者数が数百万人いらっしやって、将来700万人にも達すると予想されているのに、この制度を使っている方が非常に少なく、中には問題があるのにこの制度を利用しておらず、権利が侵害されている方がいらっしやるのではないかと、もっと必要な方に利用していただく必要があるのではないかと、今政府のほうもこの制度の利用をもっと広げようとしているわけでございます。そのあたりのことについて裁判所もどう関与していくか、その辺に関する御意見を後半に伺おうと考えております。よろしく願いいたします。では、このあたりで10分程度の休憩を取らせていただきます。

(2) 第2部「成年後見制度を取り巻く状況や課題、課題解決に向けた施策とこれを踏まえた家庭裁判所の取組等」

成年後見制度の利用促進のために家庭裁判所が行うべき効果的な取組や自治体に働きかける際の工夫等について説明し、意見交換及び質疑応答を行った。

● 今御説明させていただいたとおりですけれども、前半の最後にも申し上げましたとおり、現在認知症の方は、推計で700万人に達しようとしています。もちろん程度はいろいろ

ろあると思いますけれども、その中でこの制度を利用している人が20数万人しかいない、第1期基本計画ということで5年間取り組んできましたが、そんなに進んでいない。そういうところが問題かと思っているわけです。みなさんから見て、成年後見制度が使いにくいというのはどの辺りがそうなのか、枠組自体、中核機関とって自治体のほうで福祉と繋がらなければいけない性質のものでありますから、その辺りがまだ進んでいないことが原因の一つというところもありますけれども、じゃあそれが進めばどんどん利用者が広がるかというところ、何かそういう感じでもないところもありまして、みなさんから見てなぜ広がらないのか、こうすればもっと必要な人に広がるのではないのか、この辺りに関しての御意見いただければ一番ありがたいと思っております。

○ 一番大切なのは広報だと思います。広報する相手は誰になるのか、例えば、利用者を対象として行うのか、そうではなくて、その利用者の周りの方にに対して広報していくのか、その辺をどのように考えているのか、教えていただきたい。

■ 前半のほうでも御説明しましたが、成年後見制度は、任意後見制度それから法定後見制度という二種類がございますけれども、任意後見制度は、御本人が判断能力を失う前に締結するものですので、御本人に対して広報をしていかなければいけないというところはあると思いますが、法定後見制度に関しましては、周りの方、御本人をサポートするべき方に広報していくものと考えております。

○ ありがとうございます。御本人に対して広報するのだとすると、このウェブサイトというのは、高齢の方は多分見ないですよ。なので、ウェブサイトを見るのは周りの方になりますから、もっと高齢の方、あるいは認知症の方が目を通すような媒体を利用して効率的に広報していかないと難しいと思います。それからですね、地域連携ネットワークということですけども、この図を見させていただくと、御本人と後見人の方が真ん中において、周りに中核機関ですとか医療、福祉、地域というものがある。こういう考え方だとなかなか難しいのかなと思っていて、むしろこの福祉の中できちんとこういう問題を話し合ってもらわないといけない、福祉に関係している人たちがですね。そこに対して広報をきちんとしていく、というふうに考えていかないと、これだけ見ると御本人たちの取り巻きとして医療や福祉の方、地域の方がただ見守っていますというような感じになっちゃうと思うのです。そうではなく、もっと地域の中、福祉の中で、福祉をやっている中で、御本人やその周りの状況を見て後見人制度が必要であればそこから専門職団体、専門職あるいは社会福祉協議会といったところに繋ぎ、申請を行っていくというような流れのほうがいいのかと私は思います。

● 今のお話は、やっぱり福祉に関わっておられる方々がこの制度をもっと利用しようというふうになるように広報することが大事だという御趣旨でしょうかね。

○ そうですね、やはり一番身近にいるのは福祉の方だと思いますので、そういう方々が制度を理解していないと進まないと思います。

● 今福祉の方々にどの程度認知されているのか、福祉の方々からの申請、助言というので

しょうか。そういったものを受けて、福祉の方から勧められて申請につながるケースというものではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○ その関係でよろしいでしょうか。私は民生委員をしております。民生委員のほうでは、成年後見制度については制度発足当時から研修などを行い、ビデオを観たりですとか専門の方に来てもらって説明を受けたりなどして、二年後くらいにまたもう一回受けるという風に、成年後見センターのある、県の社会福祉協議会が中心になって、各市町村を周って勉強を続けています。地域を受け持つ民生委員はもちろん、地域の方たち、要するにそういった心配事のある御家族の方ですね、そういった方を対象に講堂に集めて、ビデオを観たりとか、あとは、親しみやすく漫才の人なんかを呼んで来て、それをやり取りしながら分かりやすく教えてもらったりしています。私たち民生委員は地域に根差した活動をしていますので、もしそういった方がいれば、繋ぎ役として、社会福祉協議会のほうに、幸いにして熊谷市はセンターができておりますので、ちょっと困っている方がいるというときにはすぐ繋げるということをしております。地域連携ネットワークの中では、私たち民生委員も地域の中のひとりですから、中に入ってそういった活動を地道にしております。なかなか成年後見制度がみなさんに知れ渡っていないのではないかと感じていたのですが、結構認知度がアップしているんですね。それなりに広報的、PRというものが進んでいるんだな、と思いました。ちょっと安心した次第です。以上です。

● ありがとうございます。現場にお詳しい情報は助かります。この問題に関してまだありますか。民生委員の方々が、いろいろな研修というか広報をやっている中で、これは利用したいという気持ちになったのか、この辺がやっぱり問題だなと思っておられるのかという点はどうでしょう。

○ 裁判所というところを通るといったところがちょっとひっかかって、難しいなっが一番先に思いました。もうちょっとこう、たやすくっていうのではないですけども、スムーズに事が進めば、もっと利用しやすくなるのになと思ったりしました。

● それは時間という面でしょうか、それとも手続の面倒さという面ですか。

○ そうですね、繋いでいくと、担当の人たちがそれなりにいろいろ調査しますよね。そういったところも利用をためらう要素なのかな、要するに周りの家族の人たちなど、いろいろな方たちからすると、ちょっとそこは足踏みしてしまうところではないかと思えます。

● 民生委員の方々への広報はだいぶ行き渡りつつあるということですね。

○ そうですね。そのこともあって民生委員は成年後見制度というものをある程度は知っておりますので、地域に行って、ここのお宅には認知症の関係の方がいらっしゃるということが分かれば、そこでもう社会福祉協議会やセンターに繋ぐということになっております。

● はい、ありがとうございました。他に何かございますでしょうか。今お話に出たのは、裁判所が直接動くのではなくて、福祉関係とか、そういう地方自治体に動いてもらわなくてはいけないという点ですけども、裁判所のほうが働き掛けをしても、なかなか自治体のほうで動いてないという現実がございます。動いている自治体は動いてくれているのですが、

もっと積極的に動いてくれるにはどうしたらいいのかという点が課題と考えているところ
です。逆に、裁判所のほうから委員のみなさまに伺いたいところありますか。

□ 裁判所のほうからは先ほど御説明させていただいたとおり、申立手続、いろいろな書式
の改訂等も含めて、利用しやすいようにということで努力をさせていただいております。そ
れから、今お話がありましたように福祉と司法については連携強化ということで関係を作
っていくと。できるだけ相談しやすく、身近な存在になるということですね。そういうこと
についても、例えば、いろいろな協議会に出席させていただいたりという努力をさせては
いただいておりますけれども、なかなか進まないというところがあります。そこで、まず裁判
所が利用しにくいというのはどういうところか、手続なり費用なり、時間がかかる、申立書
の作成等が難しい、あるいは診断書の作成や鑑定がやりにくいといった中で、どういう
ところが隘路になっているのか、というところですね。それから、なかなか市町村が動い
てくれないという点ですが、成年後見制度を本当に必要としている方が、全国どこでも一律に、
同じようなサービスを受けられるということが非常に重要だと思うので、それに向けて何
とか自治体のほうで取組を進めていただけるとありがたいと考えており、良いアイデア
があればと思っているのですが、いかがでしょうか。

○ 良いアイデアというよりは、感想のようなものになりますが、法律相談などをする中
で、成年後見制度について説明すると、書類づくりも大変でしょと言われる。なので、書
類を作ることはお手伝いさせていただくこともできますよ、と伝えるのですが、結局、親御
さんが嫌だと言っただとか、本人が嫌だと言っただとかということで、制度を利用しないとい
う方もいらっしゃる。なので、お勧めはするんですがやはりみなさん御本人の意思を尊
重するということになりまして、まだまだ警戒心が強いのかなというような感想です。

● 今のお話は、書類書きというのは、非常に負担があってハードルが高いということなの
でしょうか。

○ はい、一般の方からすると、大変な処理になっているイメージがあるようです。申立て
のハードルも高いですし、その後の親族で後見人になった場合も、定期報告などをずっとや
ることになるのかなというふうに御心配されている方もかなりいらっしゃいました。

○ 私がちょっと気になったのが、地方自治体の取組で、各市町村の中核機関、成年後見セ
ンターにおける整備状況が偏っているという点でして、加須とか羽生とか、北西部、県東部
が全然できておらず、久喜や上尾、伊奈には中核機関ができたということですが、それがと
ても気になりました。いきなり裁判所が利用者に働き掛けるというのは敷居が高く感じら
れますので、自治体がこういう機関を設けていくことが一番地道ながら近道ではないかと
思います。そういう意味では、この地図の白いところ、取組が進んでいない自治体のところ
を埋めていくことが必要だと思います。そして、取材経験から言いますと、一つの自治体が
やると隣の、周りの市や町が気になって自分もやろうっていうところが多いと思います。地
図が緑で塗られていて、取り組みが進んでいる自治体同士は、割と隣とも隣接しているところ
が多いと思うのです。ですから、白いところが多い北西部などもどこか一点を重点的に絞

って設置するように働き掛けて、そこから隣もやっていますよという話をすれば、隣の市や町も続いていくのではないかと思います。久喜・上尾・伊奈もやっているというあたり、偶然ではないのではないかと考えています。

● 行政の横並び意識を刺激してということではないですけども、周りの自治体がやってくればということなのではないでしょうか。小さいところだと独自にやるのが難しいので、いくつかの自治体で協同して立ち上げてもらう必要がある場合もあるのですが、旗振り役になってしまうと自分のところだけ負担を被るということで、お互いをけん制し合っている側面もあるようです。その辺については、県のほうで動いていただいているのですよね。

□ そうですね。情報収集であったり、いろいろな市町村から相談を受けたり、あるいは働き掛けたりと、かなり積極的に取り組んでいただいていると感じています。裁判所からも今はコロナの関係で中断しておりますが、その地域の中心になってくれるような自治体、市町村の中で、取組を進めてくれそうなどころなどに自治体訪問という形で訪問し、働きか掛けを行ってきており、こちらも再開する必要があると考えています。

● 私たちからすると、マスコミのほうでこのあたりの地域は整備が遅れているというふうにでも書いていただければ、自治体側も焦ってくれるかなと期待をしてしまうんですけども。

○ 市長に言って隣もやっていますよと示唆するのが一番いいのではないかと思いますけれども。たいていは鶴の一声で始まるものなのではないでしょうか。

● 確かに首長の方が積極的に取り組んでいただけると、予算措置などもスムーズに非常に進むと思います。裁判所としても町村役員会というところを訪問して直接語りかけようと計画したのですが、コロナの関係で実現しなかったということもありましたので、またコロナが収束したらそういうことも考えたほうがいいかなと思っております。

○ 後見制度を広げるために何かしたいというニーズはあると思いますが、自治体が設置するということになると、自治体は人を割かなければいけないとか、人員を配置しなければいけないという面もあるでしょうし、今このコロナ禍でほとんどの自治体が保健衛生行政のほうへシフトしているような状況ですから、なかなかそこまで手が回らないというのが実情としてあるのではないかと思います。なので、もう少しコロナが落ち着いて、人が動かせるような状況になれば、またちょっと違ってくると思いますが、働く人も少ないのでかなり無理がある自治体もあるのではないかと思います。

● 確かに自治体も負担が大きいのでなかなか動きにくいという側面があり、本当に必要性が高くないのであれば、確かにそんなに慌てる必要もないと思います。先ほど前半で御意見があったように、世の中には、別に成年後見制度を使わなくても問題ない方々がたくさんいらっしゃるの事実だと思います。ただ一方で、使わないと問題があって、御本人の権利が侵害されている事例もあるのではないかと思います。その辺りについて、みなさんどのような認識をお持ちでしょうか。

例えば弁護士さんなどは、相談の中で制度を使わないために権利を侵害されたというよ

うな事例を御覧になったことはおありでしょうか。

○ 最近の事例ではありませんが、やはりそういったケースはあります。それは自治体の方が相談に見えられたケースで、自治体の方も問題事案として認識していたということなのですが、明らかに御本人の口座からですね、まとまったお金がポンポンと出ている。親族だったか定かではありませんが、割と御本人と親しい人が本人にはりついて、そんな状況が生じていたということで、そのときは、これは法的手続のことになります、保全という形ですね、成年後見開始の審判の前に、少し前倒しで決定をもらう手続をとって、被害を抑えるということをやりました。そういった事例はおそらく水面下では実際にはあるだろうと思います。やはりお金があるところに群がるというか、そういったことはどうしても出てくるのかなという気はしますので、後見制度が適切にスムーズに運用ができるようになったり、広く利用されるようになることが望ましいと、普段から思っているところではあります。

□ そういう事例があるとすると、そういうものを早くどうかして拾い上げて、この制度に乗せないといけないと思うのですが、それはどうやったらできるのでしょうか。確かにその自治体にネットワークを広げて、目が届きやすい環境を整えていくというのは、人もお金もないのに難しいという側面がありますよね。先ほどから言っている広報によって、問題事案を見かけた近所の人などから、こういう制度があるから利用したほうが良いよって勧めただけのぐらい、成年後見制度の認知度があればいいのですけれども。

● 今の点ですが、やはり、本当に必要性があるんだと、その地域が中心になって取り組んでいかなければいけないと、自治体の方はもちろん、広く住民のみなさんに理解していただくことが重要なかなと思っております、何かそのような観点から、逆質問で申し訳ありませんが、何か報道などの立場から取り上げていただくとか、そういったことが考えられるものなのかというところをお伺いしてみたいのですが、いかがでしょうか。

○ 報道で成年後見制度が話題に出る時は、悪いニュースであることが多いんです。悪いニュースを観て、ああこれじゃいけない、自分も対策しなければと考えて、手続をとってくれるのが一番いいのですが、なかなかそうはいかない。とはいえ、周知していかないといつまでたっても良くならない、このジレンマをどうするかということですが、お年寄りたちには、口コミが一番有効です。そして、その口コミのきっかけを与えるのはやはり新聞ではないかと思えます。お年寄りには新聞をよく読む方が多いので、新聞の中で地道に制度を広報し、報道の仕方についても、ちょっと刺激を受けるような、話題になるような切り口を模索してみ。それが話題になって、口コミで自分も利用しようとなるのが一番理想的だと思います。

これは一般論で、具体的な事例が今ちょっと言えないのが申し訳ないですけれども、去年話題になったこととして、アメリカでブリトニー・スピアーズという歌手のお父さんが、成年後見人として、億万長者であるブリトニー・スピアーズの財産から子供の権利を制限してお金をたくさん引き出したということで、すごく話題になったことがありました。これは極端な話ではありますがけれども、こういうことがあると非常に話題になります。そこで、日本ではこんなことは起きないけれども、注意しましょうねという形でアピールしていけばい

いのではないのでしょうか。お年寄りアメリカのこの歌手のことは御存じないと思います。そのお子さんなどであれば、ネットでこのニュースを知っている人は少なくないと思います。そうやって、お年寄りである親世代と下の子供世代の両方に響くような報道の仕方が、これから求められていくのではないかと思います。

● 直接の話題からは外れますが、子どもの虐待などは今、本当に社会的に問題になっており、「189 (いちはやく)」電話するというのはけっこう普及しているのかもしれないと思います。そういう意味では、成年後見を使わなかったためにというのではないですけれども、さっきの事件のようにお金が引き出され、御本人の権利が侵害されたというような報道がされると、そうならないようにしなければいけないとか、あの家はなりかけているんじゃないかといった形で、近所の人たちの話題になっていくかもしれません。やはり、高齢者の口コミというのは大きいのかもしれないですね。どちらかという、後見人を選任したために、報酬として本人のお金がずっと取られ続ける上、自由がきかなくなっているというように記事のほうが大きく取り上げられているような気がして、そのことも要因になって利用が広がっていないのかなという風に考えておりましたが、やはり周知、広報が大切ということですね。

○ この制度の申立てができるのは、本人と親族ですよ。ですので、本人と親族がメリットを感じられて、使った人に使ってよかったと思ってもらえるということが、感想としてどんどん広まってくると、一番口コミとしていいと思います。財産の管理をさせられるだけで使いにくくなって身動きが取れなくなったという話も以前は聞かれましたが、今回のDVDを観ると、最近では親族も後見人になることができるとか、身上監護を重視するとか、だいぶ素晴らしい方向に進んできているような感じがします。

これは知り合いから聞いてみてくれと言われたことなのですが、後見人がついたあと、例えば本人がどこか海外旅行に家族と行きたいと希望した場合、けっこうお金がかかりますけれども、そういうことは可能なのでしょうか。それから、本人の認知状態がそんなに進んでいない頃に、本人が孫などに、大学に入ったら入学金を払ってあげると約束していたケースで、それから何年か経って孫が実際に大学に受かったけれども、その時には後見人がついていた、そういう場合に、入学金の支出ができるのかどうか。そういう点でも後見制度は使いやすくなった面があるのでしょうか。

□ 今御指摘があった点ですが、やはり御本人の意思の尊重といいますか、そういうことも後見制度の変った点として一つ挙げられるところでありまして、やはり、御本人の希望を尊重するという点、特に、御本人にとって充実した生活を送れるかどうかということへの配慮が必要だと考えております。ですので、旅行についても、いろいろ費用負担の問題はありますけれども、なるべく行けるような形で配慮を行っており、実際にも後見人の方から、御本人のためでもあるので実現したいという相談があり、監督する裁判所としても、後見人の御判断に任せるということで、特に問題視しなかったというケースもあります。今の入学金のお話もそうですが、御本人にどれくらいの資産があるか、実際に約束したときの状況がど

うだったかなど、いろいろ検討すべき点があるとは思いますが、それが御本人の真意であるということであれば、できる限り叶えていく方向で考えることが必要ではないかと考えております。

● もうちょっと具体的に言うと、後見人は、御本人のためを考えてやってくださるということを前提に、かなり広い範囲で権限を持っていますので、例えば旅行などについても、御本人の費用だけではなく、みんなも連れていくからみんなの費用も全部本人持ちにしたいという相談が後見人からくることがあります。確かに気持ちは分かるけれども、御本人の財産はこれだけなので、半分くらい負担するのであればいいけれども、全部負担するのは少し多すぎるのではないかという助言をするなど、裁判所としては、財産管理という側面から、本人の将来の生活のことを考える視点とみんなを連れていきたいという本人の気持ちとをいろいろ判断しながら決めているのが実情です。

時間が短くて申し訳ないですが、もうそろそろ終了の時間となります。よろしいでしょうか。これからも、この制度が広がるよう、裁判所として努力してまいりますのでよろしく願いいたします。御協力お願いします。

第6 次回テーマ等の選定「これまでの少年実務と改正少年法」

第7 閉会宣言

第8 次回日時

令和5年1月18日（水） 午後3時